

笠 松 競 馬 番 組

1. 主 催 岐阜県地方競馬組合

2. 競馬場 笠松競馬場 羽島郡笠松町若葉町 12 TEL 058-388-3614 (競走課)

3. 開催年度及び開催順位 令和4年度 第 17 回

4. 開催日時

日 次	月 日	曜 日
第 1 日	1 月 23 日	月 曜 日
第 2 日	1 月 24 日	火 曜 日
第 3 日	1 月 25 日	水 曜 日
第 4 日	1 月 26 日	木 曜 日
第 5 日	1 月 27 日	金 曜 日

5. 出走申込場所及び締切日時等

- (1) 申込場所 調教師控室(騎手控室2階)
- (2) 締切日時 令和5年1月12日(木) 午後3時まで
- (3) 提出書類 出走申込書に馬主登録証及び馬登録証を添えて提出すること。
- (4) 申込手数料 500 円
- (5) 調教師の届出 上記とあわせて、調教師の届出書に調教師免許証及び当該馬に係る調教師補佐免許証若しくはきゅう務員認定証を添えて提出すること。

6. 騎乗申込場所及び締切日時等

- (1) 申込場所 調教師控室(騎手控室2階)
- (2) 締切日時 令和5年1月12日(木) 午後3時まで
- (3) 提出書類 騎乗申込書に騎手免許証を添えて提出すること。
- (4) 申込手数料 500 円

7. 馬検査の場所及び日時

- (1) 令和5年1月13日(金) 馬体検査:午前7時30分 能力審査:午前8時00分 場所:笠松競馬場

8. 出走投票の場所及び締切日時

- (1) 出走投票場所 調教師控室(騎手控室2階)
- (2) 投票締切日時 原則各開催日の3日前投票とする。出走投票時間は別に指示のない限り次のとおりとする。
非開催日:午前9時 00 分~9時 30 分 開催日:午前 10 時 00 分~10 時 30 分

9. 開催日における各競走の番号、種類、名称、距離、出走資格、出走可能頭数、負担重量、賞金の額及び発走時刻

- (1) 各競走の番号、種類、名称、距離及び賞金の額 笠松競馬概定番組のとおり。
- (2) 出走資格、出走可能頭数及び負担重量 笠松競馬番組要綱に定める。
- (3) 発走時刻等 次のとおり

1月23日(月)、24日(火)、25日(水)、26日(木)、27日(金)

競走番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
装 鞍 所 引付時刻	10:10	10:45	11:20	12:00	12:40	13:15	13:50	14:25	15:00	15:40
発走時刻	11:00	11:35	12:10	12:50	13:30	13:05	14:40	15:15	15:50	16:30

10. その他競馬の開催に関して必要な事項

笠松競馬番組要綱に定める。

11. 主要競走等

(1) 中京スポーツ杯 第28回 白銀争覇(SPⅢ) [北陸・東海・近畿交流競走]

- ア 出走資格 サラ系4歳以上・オープン
 - 他地区所属馬 令和4年7月13日以降に出走実績のある馬。
 - 東海地区所属馬 令和4年7月13日から令和5年1月13日までの間に東海地区所属馬として出走実績があり、同期間の最終日にB級以上の格付けである馬。
- イ 選定方法 出走希望申込馬の中から他地区所属馬は令和5年1月5日まで、東海地区所属馬は同年1月13日までの1年以内の成績を参考として、次のとおり選定する。
 - 他地区所属馬 4頭以内
 - 東海地区所属馬 8頭以上(原則、笠松4頭以上、名古屋4頭以内)
 ※ 出走希望申込頭数が編成頭数に満たない場合は、東海地区所属馬を番組賞金の順に選定し補充する。
- ウ 負担重量 別定 57kg (牝馬2kg減)
- エ 編成頭数 12 頭以内

(2) 若松特別 (JRA交流競走・3歳未勝利)

- ア 出走資格 サラ系3歳
 - 東海地区所属馬 3歳2組
 - JRA所属馬 3歳未勝利(未出走馬除く)
- イ 負担重量 別定 56kg (牝馬2kg減)
- ウ 編成頭数 10 頭以内(東海地区所属馬5頭以上、JRA所属馬5頭以内)

(3) C級サバイバル

- ア 出走資格 サラ系C級(笠松所属馬限定)
- イ 選定方法 次の条件を満たす馬を番組賞金額の順に選定する。
 - (ア) 前5走で1着がないこと。
 - (イ) 前3走を東海地区所属馬として出走し、4着以下であること。
 ※ ただし、同一馬主又は同一きゅう舎は2頭までとする。
- ウ 負担重量 定量 56kg (牝馬2kg減)
- エ 編成頭数 10 頭以内

(4) C級セレクション

- ア 出走資格 サラ系C級(笠松所属馬限定)
- イ 選定方法 次の条件を満たす馬を前5走の取得賞金額の順に選定する。
 - (ア) 前5走を東海地区所属馬として出走して1着がないこと。
 ※ ただし、同一馬主又は同一きゅう舎は2頭までとする。
- ウ 負担重量 定量 56kg (牝馬2kg減)
- エ 編成頭数 10 頭以内